

一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会

職員退職手当規程

規程第 14 号

平成 29 年 6 月 27 日

第 5 回定例理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の職員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものとする。

(適用範囲)

- 第 2 条 この規程による退職手当は、常時勤務する職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
- 2 ここでいう遺族の定義及び遺族に対する退職手当の支給順位は、国家公務員退職手当法に準じて専務理事が決定する。
- 3 常時勤務しない臨時職員及び事業単位派遣員については、退職手当を支給しない。

(退職手当の額)

- 第 3 条 本協会の定めた定年によって退職する者にあつては、その者の退職時の基本給月額に、その勤続年数（1 年未満は切り捨て。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- 2 自己の都合によって退職する者にあつては、第 1 項により算出した額に百分の六十を乗じて得た額とする。
- 3 疾病又は事故によって退職せざるを得ない状況に至った者に対する退職手当及び死亡により遺族に支給することとなった退職手当は、第 1 項により算出した額と同額とする。
- 4 本協会の収束又は規模縮小による人員削減により、定年未満の者が勧奨を受け退職する場合の退職手当は、第 1 項により算出した額に百分の百三十を乗じて得た額とする。

- 5 定年退職後、就業規則により雇用を更新された職員の退職にあつては、基本給月額に更新時から起算した勤続年数を乗じ、さらに百分の三十を乗じて得た額とする。

採用時すでに 65 歳を超えていた者も同様とする。

(退職手当の支払い)

- 第 4 条 この規定による退職手当は、その全額を現金又は本人が指定する金融機関の本人口座に、1 か月以内に支払うものとする。

(退職手当引当準備金)

- 第 5 条 本協会総務部は、各年度末に所要の退職手当総額を試算し、退職手当引当準備金現在高に不足する額を、退職手当引当準備金に繰り入れるものとする。

(附則)

この規定は、決定の日より実施する。

決定の日に在職する職員については、当該職員の採用時期に遡及して勤続年数を通算する。